

① 伐採及び集材に係るチェックリスト

____年 ____月 ____日

伐採する者：_____

森林の所在場所：_____

チェック項目	確認
<p>(1) 伐採の方法及び区域の設定</p> <p>①伐採と造林の一貫作業の導入を検討する。</p> <p>②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採方法を採用する。</p> <p>③伐採する区域の明確化を行う。</p> <p>④林地や生物多様性の保全に配慮し、保護樹帯や保残木を設定する。</p> <p>⑤伐採が大面積にならないよう、伐採の空間的・時間的な分散を検討する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(2) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設</p> <p>①集材路・土場の作設は必要最小限にする。</p> <p>②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。</p> <p>③土場の作設では法面を丸太組みで支える等の対策を講じる。</p> <p>④現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。</p> <p>⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。</p> <p>⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。</p> <p>⑦集材路・土場は渓流から距離をおいて配置する。</p> <p>⑧集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。</p> <p>⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。</p> <p>⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(3) 人家、道路、取水口周辺等での配慮</p> <p>①集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。</p> <p>②水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。</p>	<input type="checkbox"/>

<p>(4) 生物多様性と景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ①希少な野生生物の生息を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。 	<input type="checkbox"/>
<p>(5) 切土・盛土</p> <ul style="list-style-type: none"> ①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ②切土高を低く抑える。盛土はしっかりと絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③残土が発生した場合には、渓流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。 	<input type="checkbox"/>

チェック項目	確認
<p>(6) 路面の保護と排水の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。 ②路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。 	<input type="checkbox"/>
<p>(7) 渓流横断箇所の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施行する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。 ②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。 	<input type="checkbox"/>
<p>(8) 作業実行上の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ①集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間しようしない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意をはらう。 ④伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。造林事業者が決まっている場合には、現場の後処理等の調整をする。 ⑤枝条等が渓流に流出しないように対策を講じる。 ⑥天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。 	<input type="checkbox"/>

(9) 事業実施後の整理

- ①枝条等を伐採現場に残す場合は、渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発するこ
とがないように、適切な場所に整理する。
- ②集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、溝切り等の排水処置を
行う。
- ③伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権限
を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を講じる。